

令和 7 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）第 53 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を、以下のとおり公示します。

国立大学法人高知大学長

1. 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づいて、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルについては、本学の Web サイトの「個人情報ファイル簿」の記録項目を確認してください。

○個人情報ファイル簿

https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/ko_kojinjoyouhou_file_bo.html

【参考】次の（1）から（3）までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- （1） 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 1 号）
- （2） 個人情報ファイルに、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）による開示請求（情報公開請求）があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）
 - ② 独立行政法人等情報公開法第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）
- （3） 本学の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）

3. 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第 113 条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 法第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

（注） 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4. 募集期間

令和7年9月1日（月）から令和7年10月10日（金）17時00分まで

5. 提案の方法

（1）提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

- 提案書類
 - ① 提案書
 - ☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書【別記様式第1号】（注1）
 - ② 添付書類
 - ☐ 誓約書（上記3.の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）【別記様式第3号】
 - ☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
 - ☐ 提案をする者の本人確認書類（注2）
 - ☐ その他国立大学法人高知大学長が必要と認める書類
 - ☐ 委任状（代理人の権限を証する書面）【別記様式第2号】（注3）
- 上記提案書類に係る様式の請求先
 - 〒780-8520
 - 高知県高知市曙町二丁目5-1
 - 国立大学法人高知大学総務部総務課
 - TEL：088-844-8116
 - E-mail：kh14@kochi-u.ac.jp

- (注1) 法第118条第1項の規定に基づき、既作成の行政機関等匿名加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書【別記様式第7号】」を提出してください。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。
- (注2) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。
- (注3) 代理人による提案をする場合に限りです。

(2) 提案書類の提出方法

持参(注1)又は郵送・信書便(注2)により、提案書類2部を提出してください。

(注1) 持参による場合は、平日の9時00分から17時00分まで。

(注2) 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日消印有効です。

○ 提案書類の提出先

〒780-8520

高知県高知市曙町二丁目5-1

国立大学法人高知大学総務部総務課

Tel: 088-844-8116

E-mail: kh14@kochi-u.ac.jp

6. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第113条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則第62条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 国立大学法人高知大学長が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に本学の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 本学からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 本学が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は、国立大学法人高知大学に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10. 提案に関する連絡先

提案の手続等について不明な点があった場合は、次の連絡先までお問い合わせください。
なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 提案に関する連絡先

〒780-8520

高知県高知市曙町二丁目5-1

国立大学法人高知大学総務部総務課

TEL: 088-844-8116

E-mail: kh14@kochi-u.ac.jp

別記様式第1号（第6条第1項関係）

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項の規定により、次のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - （1）利用の目的
 - （2）利用の方法
 - （3）利用に供する事業の内容
 - （4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - （1）提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R
 - （2）提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、本学ホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（法第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、本学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を踏まえて記載すること。
6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号（第6条第2項関係）

委任状

受任者 郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所
(ふりがな)
氏名
連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項・第118条第1項前段・第118条第1項後段、第115条及び第119条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所
(ふりがな)
氏名
連絡先

（記載要領）

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3号（第6条第3項関係）

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

（ふりがな）
氏 名 （法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（ 第112条第3項
第118条第2項において
準用する第112条第3項 ） の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第113条

各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号（第13条第1項関係）

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

〔 第118条第1項前段
第118条第1項後段 〕の規定により、次のとおり作成された行政機関等匿名

加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項

2. 行政機関等匿名加工情報の利用

- （1）利用の目的
- （2）利用の方法
- （3）利用に供する事業の内容
- （4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- （1）提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R
- （2）提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、法第 117 条の規定により個人情報ファイルに記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第 118 条第 1 項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。